

令和2年 4月17日

橿原運動公園をご利用の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策に係る
橿原運動公園スポーツ施設の利用休止について

このことについて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため全都道府県を対象に緊急事態宣言が出されたことを受け、下記のとおり橿原運動公園スポーツ施設の利用を休止させていただくこととなりましたのでお知らせします。

※テニススクールも同様に中止します。

<利用休止期間>

令和2年4月21日（火）から 令和2年5月6日（水・祝）

※今後の状況により変更となる場合があります。

※4月17日（金）以降、新規使用許可申請の受付も中止します。

<対象施設>

- ・軟式野球場
- ・ソフトボール場
- ・硬式野球場
- ・テニスコート
- ・ヤタガラスフィールド橿原
- ・屋根付運動場

【利用料金の取扱いについて】

- ・利用休止期間中の既納の利用料金については、全額を還付いたします。また、このほか新型コロナウイルス感染症対策を理由に利用を中止される場合についても、同様の対応といたします。

【お問い合わせ先】

橿原運動公園管理事務所 【(公社) 橿原市スポーツ協会】 TEL0744-22-6665